

平成 22 年度

中山間地域等直接支払制度に係る実施状況等について



平成 23 年 5 月

増 毛 町

「中山間地域等直接支払制度」は、傾斜地が多いなど農業生産条件が不利な地域において農業生産の維持を通じて、多面的機能を確保する観点から実施しているものであり、このような直接支払いは、かつて例のない手法であることなどから、広く住民の理解のもと、明確かつ合理的・客観的な基準により実施するとともに、透明性を確保することが重要です。

このため、増毛町では実施状況について取りまとめ、その結果を公表しております。

■ お問い合わせ

増毛町 経済課 農林係

TEL : (0164) 53-1111

FAX : (0164) 53-2348

1. 中山間地域等直接支払制度とは

■ 制度の基本的考え方

中山間地域の農業・農村は、農業生産活動等を通じ国土の保全、水資源のかん養、洪水防止、良好な景観の形成など多面的機能を有しています。

しかしながら、傾斜地が多く農業生産条件が不利な地域であることから、近年担い手の不足や耕作放棄地の増加により、その機能の低下が特に懸念されています。

このため、国において集落全体で耕作放棄地を出さずに、適正な農業生産活動等の維持を通じて、中山間地域等の多面的機能の維持、発展を図ることを目的に平地地域との生産経費の格差の8割を集落及び関係者等に交付金として直接支払う制度です。

■ 実施状況の公表

本制度は、傾斜地などの一定の基準を満たす農用地を耕作する農業者等を対象に交付金を交付するという我が国農政史上例のない手法であることなどから、透明性を確保し住民の理解のもとに実施するなどの観点から、毎年度その実施状況を公表することとしています。

■ 取組状況の評価

増毛町において、集落協定で規定した農業生産活動等として取り組むべき事項及び生産性・収益の向上、担い手の定着等に関する目標の達成状況等について、毎年評価を行うこととしています。

■ 対象農地

農業振興地域の農用地区域内にある1ha以上の一団の農用地で、次の条件に該当する農用地が対象となります。（連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計が、1ha以上であるときは対象）

区 分	傾 斜 度		備 考
	田	畑（樹園地含む） ・採草放牧地	
急 傾 斜 農 用 地	1 / 20未満	15度以上	畑・採草放牧地において、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、基準等を満たす場合は対象。
緩 傾 斜 農 用 地	1 / 100以上	8度以上	

■ 交付金額

地 目	交 付 金 額（10アール当たり）	
	急 傾 斜	緩 傾 斜
田	21,000円	8,000円
畑	11,500円	3,500円
草地	10,500円	3,500円
採草放牧地	1,000円	300円

※農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項を実施しない場合、上記金額の8割

■ 対象者

集落協定に基づいて5年間以上継続して農業生産活動を行う農業者等です。

■ 集落協定

協定を結ぶ集落においては、対象農用地の範囲、構成員の役割分担、農業生産活動として取り組む事項、集落マスタープラン、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項、交付金の使用方法等を記入した協定書を作成し、町の認定を受ける必要があります。

集落では協定に基づき、次の農業生産活動等に取り組むことが必要です。

○ 8割単価の取り組み

- ・ 必須事項 耕作放棄の防止等の活動等・水路農道等の管理活動
- ・ 選択的必須事項 多面的機能を増進する活動（周辺林地の管理、景観作物作付け等の中から1つ以上）

○ 体制整備単価の取り組み

上記8割単価の取り組みに加え以下の取り組みが必要

- ・ 必須事項 農用地等保全マップの作成・実践
- ・ 選択的必須事項 協定農用地の拡大、機械・農作業の共同化、担い手育成などの中から2つ以上、若しくは集落を基礎とした営農組織の育成、担い手集積活動の中から1つ以上

■ 期 間

第三期対策として平成22年度から平成26年度までの5ヶ年間。平成22年度は制度の初年度でした。

■ 交付金の返還

協定内農用地において耕作放棄等の協定違反があった場合は、協定年度にさかのぼり協定農業者全員を対象とし全額返還となります。

2. 集落協定の概要

■集落数	4集落		
■地区名	信砂・朱文別・湯ノ沢・別苺		
■対象面積	3,792,447㎡		
■交付金総額	31,577,431円		
	(急傾斜地 196,025㎡	緩傾斜地	3,596,422㎡)
■協定参加農業者数	59名		

3. 協定農用地の基準別の面積及び交付額

地区名	協定参加者 (団体を含む) (人)	基準別対象 農用地面積		22年度 交付金額 (千円)
		基準	面積 (ha)	
信砂	26	緩傾斜	199	16,861
		急傾斜	4	
		計	203	
朱文別	13	緩傾斜	77	7,461
		急傾斜	6	
		計	83	
湯ノ沢	6	緩傾斜	19	2,013
		急傾斜	2	
		計	21	
別苺	14	緩傾斜	65	5,242
		急傾斜	7	
		計	72	
合計	59	緩傾斜	360	31,577
		急傾斜	19	
		計	379	

4. 集落協定締結数、個別協定締結数及び各集落等への交付額

■協定締結数

集落協定締結数	4
個別協定締結数	0

■各集落等への交付額

(単位：円)

地区名	個人配分	共同取組活動		合計	
	収入額	収入額	支出額	収入額	支出額
信砂	7,778,304	9,082,725	1,287,235	16,861,029	1,287,235
朱文別	2,945,327	4,515,484	2,112,515	7,460,811	2,112,515
湯ノ沢	1,006,855	1,006,856	373,735	2,013,711	373,735
別苺	2,620,936	2,620,941	536,997	5,241,877	536,997
合計	14,351,422	17,226,006	4,310,482	31,577,428	4,310,482

5. 農業生産活動等の実施状況

(単位：千円)

地区名	農用地に関する事項	支出額	水路・農道等の管理方法	支出額	多面的機能を増進する活動	支出額
信砂	利用権設定、農作業委託 対象農用地法面の点検 用排水路調査・整備計画作成	—	— 集落内水路の草刈・泥上げ作業 — 用水路等の補修工事 —	45 375	集会場周りの草刈・清掃作業	
朱文別	利用権設定、農作業委託 対象農用地法面の点検 用排水路調査・整備計画作成	—	— 集落内水路の草刈・泥上げ作業 — 用水路の補修工事 —	40 1,500	集会場周りの草刈・清掃作業	30
湯ノ沢	利用権設定、農作業委託 対象農用地法面の点検 用排水路調査・整備計画作成	—	— 集落内水路の泥上げ作業 — 集落内水路の草刈作業 — 用水路の補修工事	36 36	集会場周りの草刈・清掃作業	16
別苺	利用権設定、農作業委託 対象農用地法面の点検 用排水路調査・整備計画作成	—	— 集落内水路の草刈・泥上げ作業 — 用水路等の補修工事 —	252	集会場周りの草刈・清掃作業	

6. 農業生産活動等の体制整備の実施状況

(単位：千円)

地区名	農用地等保全体制整備 (農用地等保全マップの活動)	支出額	農業生産活動等の継続に向けた活動		支出額
			生産性・収益の向上	担い手の育成	
信砂	農用地等保全マップ作成	158			
朱文別	農用地等保全マップ作成	158			
湯ノ沢	農用地等保全マップ作成	105	収穫機械の共同利用		
別苺					

7. 積立・繰越等、その他

(単位：千円)

地区名	集落の管理体制に係る報酬	支出額	積立・繰越金	金額	その他	支出額
信砂	役員報酬等 事務委託料	170 505	積立・繰越金	7796	消耗品	34
朱文別	役員報酬等 事務委託料	140 224	積立・繰越金	2403	消耗品	21
湯ノ沢	役員報酬等 事務委託料	120 60	積立・繰越金	633	消耗品	1
別荘	役員報酬等 事務委託料	128 157	積立・繰越金	2084	消耗品	